

令和6年度版
(2024年度)

保育所入所・継続の手引き



【もくじ】

1 子ども・子育て支援新制度	・・・	2	5 保育料徴収基準額表	・・・	13
2 入所の申込み	・・・	4	6 保育所入所選考基準	・・・	15
3 保育料について	・・・	9	7 南部町の保育施設	・・・	20
4 その他のサービス	・・・	10			

【申込締切】

- 令和6年4月1日入所
令和5年10月2日(月)～11月13日(月)
※上記期間内にお申し込みされた方を優先に利用調整を行います。
- 令和6年4月2日以降の途中入所
令和5年10月2日(月)～随時
※おおむね入所希望日の2か月前までにお申し込みください。

【お問い合わせ先】

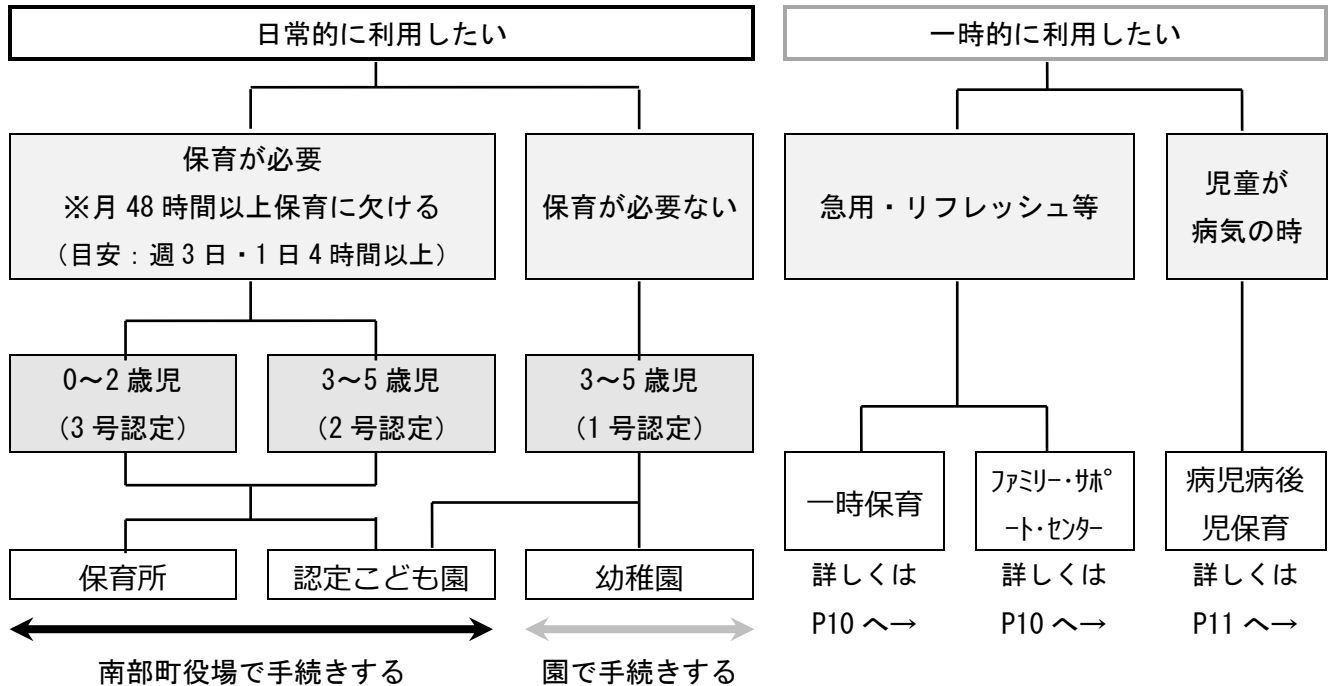
南部町役場子育て支援課(健康管理センターすこやか内) 電話: 0859-66-5525

1. 子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から、少子化や待機児童問題の解決を目指す「子ども・子育て支援新制度」が全国で始まっています。保育施設の入所についても、この新制度に伴い利用申し込みを受け付けます。

さまざまな保育サービス

南部町で、目的や家庭の状況に応じて利用できるサービスは次のとおりです。



教育・保育の認定制度

平成27年4月から始まった子ども・子育て新制度に伴い、保育所、幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方には、利用のための認定が必要になります。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設
1号認定 (教育認定)	3~5歳の子どもで教育を希望する場合 (保育は必要ない)	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3~5歳の子どもで保護者の就労等で保育を必要とする場合	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	0~2歳の子どもで保護者の就労等で保育を必要とする場合	保育所 認定こども園

さらに!

2号認定、3号認定の場合、保育の必要量に応じて、さらに次の2つの時間認定に分けられます。

時間認定区分	就労等の想定	月額保育料内の利用時間
保育標準時間利用	おおむねフルタイム勤務	最長 11時間
保育短時間利用	おおむねパートタイム勤務	最長 8時間

保育認定（2号認定、3号認定）を受けるには

保育認定（2号認定、3号認定）を受けるには、保護者（入所を希望するお子さんの父母）に次のいずれかの事情があり、常に月48時間以上（目安：週3日以上かつ1日4時間以上）児童の保育ができない状態にあることが必要です。

「集団生活を経験させたい」、「教育を受けたい」といった方は、教育認定（1号認定）になります。

保育ができないことの理由	時間認定	通所が可能な期間
1. 仕事をしている	就労時間・申請内容による	最長で就学前まで
2. 長期の療養が必要な病気である	申請内容による	療養が必要なくなるまで
3. 心身に障がいがある	申請内容による	最長で就学前まで
4. 同居の親族または父母の看護・介護にあっている	申請内容による	看護・介護の必要なくなるまで
5. 出産する	保育標準時間	出産（予定）日の前後2か月間
6. 大学・専門学校等に在学している	就学時間による	卒業の日を含む月の月末まで
7. 災害復旧に従事する	保育標準時間	災害復旧が終了するまで
8. これから仕事をする・これから仕事をみつける	保育短時間	3か月間
9. 育児休業取得中に、すでに通所している児童に継続利用が必要な場合	保育短時間	生まれたお子さんが1歳を迎える年度の3月末まで
10. その他児童を保育することが出来ないと認めたもの	申請内容による	要相談

※ 事由によって認定期間が異なります。事由がなくなった場合は認定取消しとなります

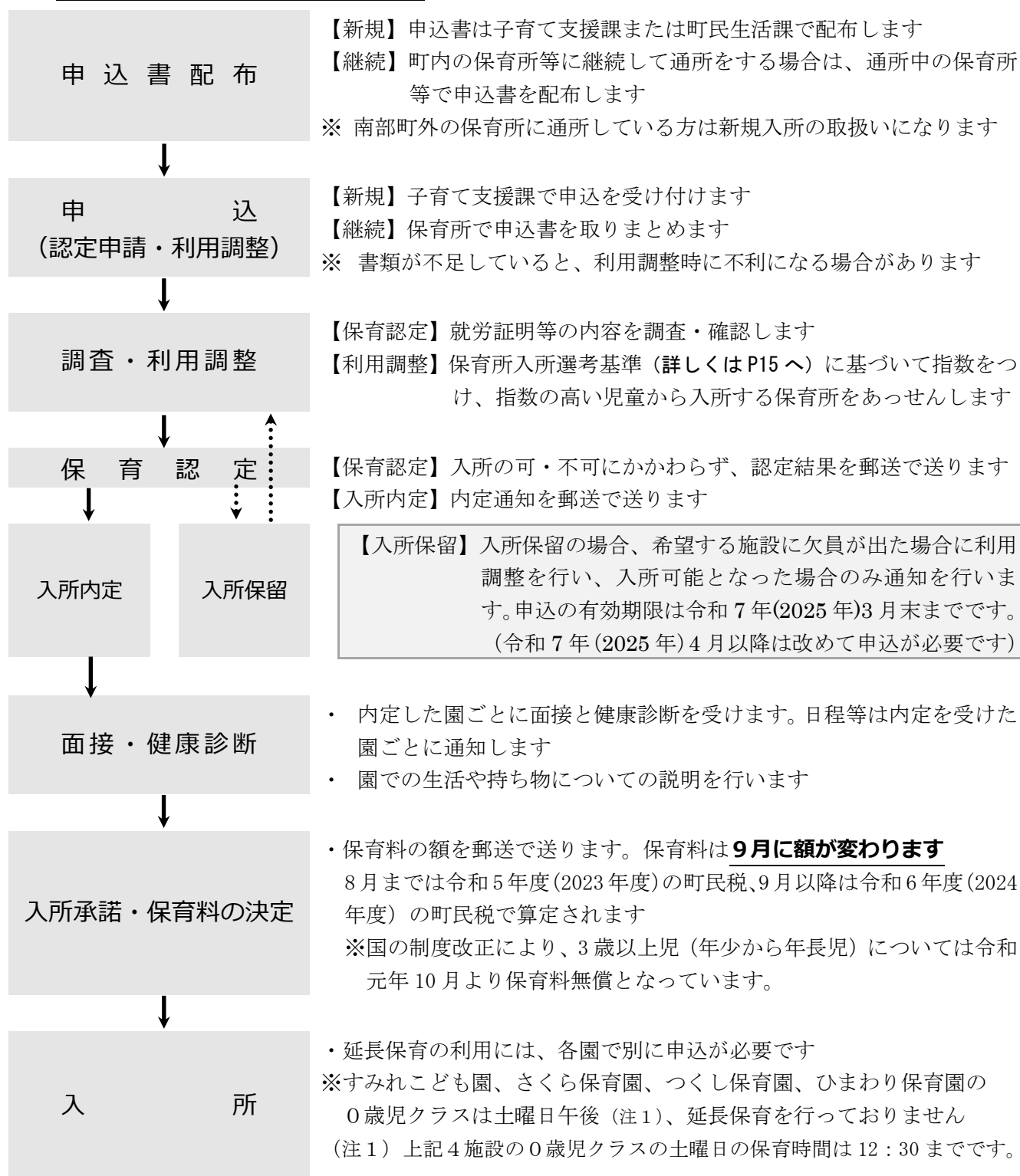
※ 保護者がお子さんを保育できる場合は、2号認定、3号認定を受けることはできません



2. 入所の申込み

認定から入所までの流れ

※ 入所決定は先着順ではありません



申込に必要な書類

次の書類でお申し込みください。

【申込先】

新規入所…南部町役場子育て支援課へお申し込みください

継続通所…通所中の保育施設で申込書を預かります

※ 南部町外の保育施設に通所している場合は、新規入所の取扱いになります

【提出が必要な書類】

○ 全ての方の提出が必要な書類

① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所入所申込書（用紙①）

※申込児童1人につき1枚必要です

② 家庭状況書（用紙②）※申込家庭1家庭につき1枚必要です

③ 保育ができないことを証明する書類（児童の父母と、小～大学・専修学校生以外の児童のきょうだい、65歳未満の同居する祖父母すべての方の証明を添付してください。おじ、お婆の証明は不要です）

状 況		提出書類	証明者
就 労 等	会社・事業所等にお勤めの方	就労（内定）証明書（用紙③）	勤務先
	就職が内定している方	就労（内定）証明書（用紙③）	内定した勤務先
	自営業（商業・農業等）の方	保育に欠ける申立書（用紙④）	申立者本人
	就学している方	就学証明書 ※就学時間の記述が必要です	学校
疾 病 等	妊娠中か出産後間がない方	母子健康手帳の写し（母の名前と出産予定日の記録のあるもの）	—
	病気もしくはけがを有している方	診断書（保育ができない状況、入院期間や通院頻度、治療期間が明記されているもの）	医師
	障がい者を有している方 ※次のいずれか	身体障害者手帳の写し	—
		療育手帳の写し	—
		精神障害者保健福祉手帳の写し	—
	家庭内の親族を常に介護している方 ※申立書にいずれかを添付	保育に欠ける申立書（用紙④）	申立者本人
		診断書	医師
		介護保険被保険者証の写し	—
災害にあった方	り災証明書の写し	市区町村	

○ 該当する方は提出が必要な書類

状況	提出書類
令和5年1月2日以降に南部町へ転入した方	保育料の算定・決定のため、下記の書類の提出が必要です ※提出がない場合は 最高額の保育料が課されます ・「個人番号（マイナンバー）申出書兼利用同意書」 または「令和4年度市区町村民税課税（非課税）証明書」 ※証明書は令和4年1月1日現在の住所地で発行されます
令和5年1月1日現在で保護者（児童の父または母）が南部町外に在住の方	
同居の障がい者の方がいる場合	
	同居する障がい者の障害者手帳のコピー

申込の注意点

- (1) 提出いただいた書類の記載内容に虚偽があったときは、入所内定・決定を取り消します
- (2) 書類は返却しません
- (3) 申込書、添付書類に不備があると受付できない場合があります
- (4) 育児休業終了前に入所希望される場合は、入所後1か月以内に必ず職場復帰してください
- (5) 希望する保育所の申込者が定員を超え、選考となった場合は、他の保育所に移動していただくか、入所できない場合があります
- (6) 申込書の有効期限は令和7年（2025年）3月31日までです。次年度の申込みは新たに行ってください

選考結果通知発送予定

入所の内定または決定は、以下の日程で通知書を発送する予定です。

応募の状況	選考開始時期
4月1日入所申込（10月～11月中申込分）	1月下旬予定
年度途中入所	入所希望日の2か月前から申込後2週間前後

※ 4月1日入所の受付期間を過ぎてからの申込みの場合は、別に選考を行うため通知書発送日が遅れます。ご注意ください。

年齢区分

保育所での入所クラス、保育料の決定は、**令和6年（2024年）4月1日現在**の年齢で行います。
 なお、年度途中で誕生日がきても、その年度中の年齢区分は変わりません。

生年月日	年齢区分
平成30年4月2日生まれ～平成31年4月1日生まれ	5歳児
平成31年4月2日生まれ～令和2年4月1日生まれ	4歳児
令和2年4月2日生まれ～令和3年4月1日生まれ	3歳児
令和3年4月2日生まれ～令和4年4月1日生まれ	2歳児
令和4年4月2日生まれ～令和5年4月1日生まれ	1歳児
令和5年4月2日生まれ～	0歳児

休所日

日曜日、祝日、12月29日～1月3日はお休みです。

その他、町長が特に必要と認めた場合は、臨時に休所することがあります。



保育時間

園児の活動時間は午前9時～午後4時までです。

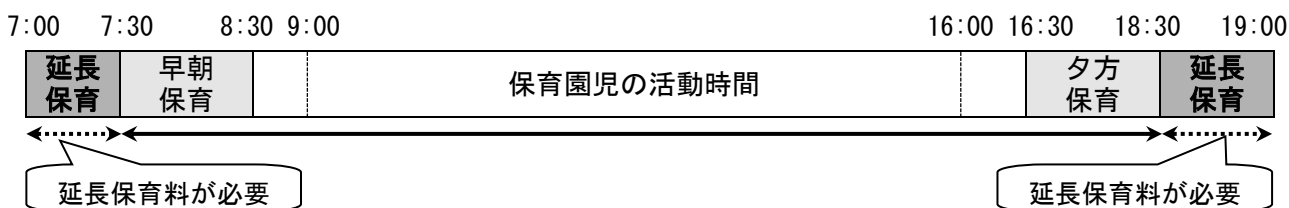
保護者の勤務時間等により、活動時間の前後にお子さんの送迎ができない場合には、保育所での審査を経て、保育を利用することができます。

ただし、保育標準時間認定、保育短時間認定の2つの認定区分により、保育料の設定が異なります。

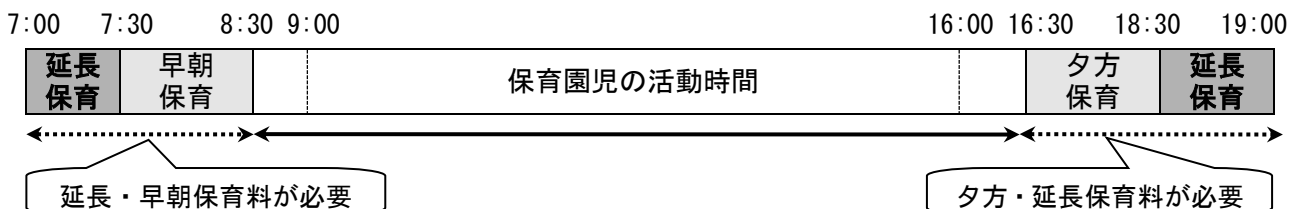
※ $\longleftrightarrow$ の部分は月額保育料、 $\longleftrightarrow$ の部分は保育料と別に延長保育料が必要です

※7:00～7:30、18:30～19:00の延長保育は、つくし保育園、南部町ベアーズのみで実施しています。また、さくら保育園、さくらキッズについては18:30～19:00の延長保育のみ実施しています。勤務等の都合で保護者の希望のある場合のみ開所しており、各園にて別途利用申し込みが必要です。

【保育標準時間認定の場合】



【保育短時間認定の場合】



転園の申込みをする場合

現在通所している保育所から他の保育所へ転園を希望する場合は、異動できなかった場合でも現在の保育所に引き続き通所することは可能ですが、以下の点をご確認ください。

- (1) 異動の申込は、必要書類も新規入所と同様となります
- (2) 異動は、原則新年度申込み（4月1日入所）時のみ可能です

町外の保育所を希望する場合、町外在住の方が南部町の保育所を希望する場合

【南部町在住で、南部町外の保育所を希望するとき】

勤務先が南部町外にあり町内の保育所では保育ができない場合、里帰り出産をされる場合など、南部町に住民票があっても、南部町外の保育所を希望することができます。この場合、入所申し込みを南部町（住民票がある自治体）へしていただきます。

なお、保育所の入所の決定は、希望する保育所のある自治体が行います。申込締切などを、当該市区町村に事前に確認の上、お申し込みをお願いします。

【南部町外に在住で、南部町内の保育所を希望するとき】

上記と逆に、南部町内に勤務している方、里帰り出産をされる方について、南部町の保育所の入所希望が可能です。申込みはお住まいの市区町村で行っていただきます。

この場合、申込みをされた市区町村を通じて入所の可否をお伝えします。

なお、入所選考は南部町民の方を優先して行います。入所の状況など、事前に子育て支援課へご相談ください。

申込内容の変更

通所中・申込有効期間内に、以下のような変更があった場合は、必ず子育て支援課まで必要な書類をご提出ください。

※ 決定・内定後に内容変更が判明した場合は、決定・内定を取り消す場合があります。ご注意ください

変更点	提出が必要な書類
住所・電話番号	子育て支援課まで電話等でご連絡ください。
保護者（同居親族）の勤務状況	就労（内定）証明書（用紙③）または保育に欠ける申立書（用紙④）を提出してください。
希望保育所の追加・順位の変更	申込書の修正または再提出をお願いします。
入所の意思がなくなった	子育て支援課まで電話等でご連絡ください。内定・決定後の場合は「入所辞退届」を提出してください。
結婚・離婚・同居家族の増減など	子育て支援課まで電話等でご連絡ください。内容に応じて必要書類の提出をお願いします。

休所・退所

【休所の場合】

保育施設を休所される場合、休所されている期間も保育料が全額かかります。長期に渡って休所が必要な場合は、一旦退所いただき再度入所の手続きをいただくと、退所した期間中の保育料はかかりません。（この場合、優先入所の対象となりますが、再入所を保障はできませんのでご了承ください。）

【退所の場合】

保育施設を退所される場合は、速やかに退所届を提出してください。

その他、「保育ができない理由」に該当しなくなった場合は、保育の実施を解除します。

南部町外へ転出する場合

児童の保育は居住する市町村が行うのが原則のため、南部町から転出される場合は、保育施設の退所が必要です。転出後も引き続き南部町の保育施設へ通所を希望される場合は、別途手続きが必要になりますので、お早めに子育て支援課または保育施設にご相談ください。

引き続き南部町の保育施設に通所される場合、認定は転出後の市区町村で改めて受けていただきます。認定の基準は市町村によって違いがあるため、認定が変更になる場合があります。

3. 保育料について

保育料の決定について

保育所や認定こども園は、保護者の方から毎月支払われる保育料と、税金や国・県からの補助金で運営しています。

保育料の額は、父母の町民税額（祖父母等が児童または児童の父母を扶養している場合は、祖父母等の税額も含めます）と児童の年齢によって決定します。

○ 町民税額に基づいて保育料が決まります

保育料は原則として、児童の父母（保護者）の町民税額の合計によって保育料を決定しています。

4～8月は前年度の町民税額、9～3月は当年度の町民税額に基づいて保育料が決まります。

保育料の算定基準となる町民税額の課税年度が変わるため、8月以前と9月以降で保育料が変更になる場合がありますが、4月にさかのぼって変更にはなりません。なお、国の制度改正により、3歳以上児（年少から年長児）については令和元年10月より保育料無償となっています。

4月～8月分の保育料	9月～翌年3月分の保育料
令和5年度（2023年度）の町民税額に基づき算定	令和6年度（2024年度）の町民税額に基づき算定

※保育料決定に用いる住民税額は、住宅取得控除・配当控除・外国税額控除等を適用しません。これらの控除が適用になっている方は、実際に納めておられる税額と保育料算定の税額に違いがありますのでご注意ください。

○ 保育料の年齢区分

保育料の年齢は毎年4月1日現在の年齢を適用し、年度中に年齢区分の変更は行いません。

○ 具体的な額について

令和6年度（2024年度）の保育料は、13～14ページの基準額表のとおりですが、国の動向により変更することもあります。

保育料の納付

【保育料の納入期限】 毎月月末（末日に金融機関が休みの場合は翌営業日）

- ・ 保育料は口座振替と納付書払どちらかでお支払いいただけます。
- ・ 口座振替のお申し込みは、以下の金融機関の窓口でお手続きください。（振替を希望する月の前月15日までにお申し込みください）
- ・ 納付書払の場合は、納付書を毎月保育施設を通してお渡しします。

<口座振替ができる金融機関・納付書での納付場所（各本支店）>

- ・ 鳥取銀行
 - ・ 米子信用金庫
 - ・ 鳥取西部農業協同組合
 - ・ 山陰合同銀行
 - ・ 中国労働金庫
 - ・ ゆうちょ銀行（中国5県）
 - ・ 島根銀行
- ・ 毎月の納期限内にお支払いが確認できなかった場合は「督促状」をお送りします。
 - ・ 保育料を指定の期日までに納付されなかった場合は、勤務先・自宅などへ電話や調査を行い、給料の差押等の滞納処分をさせていただくことがありますのでご注意ください。

4. その他のサービス

一時保育

保護者の急用、疾病、出産（里帰り出産を含む）等で保育に困ったとき、子育てのリフレッシュを図るときなど、一時的にお子さんをお預かりします。

実施施設 すみれこども園

対象児童 南部町在住の満1歳から小学校就学前の未就園児

利用申込 事前に利用登録が必要です。南部町役場子育て支援課へ登録申込をしてください

利用日数 週3日以内

保育時間 月～金曜日／8:30～17:00 までの必要な時間

利用料金

番号	利用時間	利用区分	利用者負担額（1回あたり）	
			3歳未満児	3歳以上児
①	一日 (8時30分～17時)	給食あり	2,220円	1,220円
		給食なし	2,000円	1,000円
②	半日（午前） (8時30分～12時30分)	給食あり	1,220円	720円
		給食なし	1,000円	500円
③	半日（午後） (12時30分～17時)		1,000円	500円
④	短時間 (9時～12時または13時～16時)		800円	400円

※ 利用当日に持参していただく物品があります。

ファミリー・サポート・センター

会員相互で子育てを応援するサービスです。一時的に子どもを預けたり、預かったりすることができます。センターは、子育ての「手助けをしてほしい方（依頼会員）」と「お手伝いをしたい方（援助会員）」とを繋いで、事前に打ち合わせを行った上で、子育ての相互援助を行います。

連絡先 南部町ファミリー・サポート・センター

南部町倭482番地 南部町役場 子育て支援課内 電話 0859-66-5525

利用申込 事前に会員登録が必要です。（無料）

依頼会員 南部町在住または南部町内に勤務している方で小学6年生までの子どものいる方

援助会員 南部町在住の方

利用料 令和5年度から**無料**（1週間に1回）

申込受付時間 月～金曜日 9:00～16:00（土曜日、日曜日、祝祭日、盆・年末年始を除く）

こんな時にご利用ください 保護者の病気や通院のとき、冠婚葬祭、参観日、買い物等の外出のとき、自分の時間がほしいとき

※ 子育て交流室あいあい（未就園児まで）や援助を提供する会員の家庭において行います。

※ 相互援助ですので、依頼会員の希望に添えない場合もあります。詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

病児・病後児保育

保育施設または学校に通う生後 6 か月以上のお子さんが病気のため、登園・登校できないときで、仕事の都合などで家庭での保育がむずかしい場合は、病児・病後児保育施設が利用できます。

少子化対策・子育て支援事業の一環で、自己負担部分の利用料（2,500 円/日）が 1,000 円/日となっています。

利用前の受診時には、診察料と健康保険証、特別医療の受給資格証が必要です。利用方法や用意するものについては、各病児・病後児保育施設にご確認ください。

※ お子さんの容態の変化によっては、保護者の方にご連絡し、お迎えに来ていただく場合があります。

○ 谷本こどもクリニック 病児看護センター ベアーズデイサービス

- ・ 対 象 満 6 か月から小学校 6 年生までのお子さん
- ・ 利 用 料 1,000 円/日（少子化対策・子育て支援事業）
- ・ 保 育 時 間 月～金曜日／8:30～17:30 土曜日／8:30～15:00
- ・ 住所・連絡先 米子市榎原 1889-6（谷本こどもクリニック横） 電話 0859-26-5599

○ せぐち小児科 病児保育室 ペンギンハウス

- ・ 対 象 満 6 か月から小学校 6 年生までのお子さん
- ・ 利 用 料 1,000 円/日（少子化対策・子育て支援事業）
- ・ 保 育 時 間 月、火、水、金曜日／8:30～18:00 木曜日／8:30～13:00 土曜日／8:30～17:00
- ・ 住所・連絡先 米子市西福原 9-16-26 電話 0859-38-0780

○ 博愛こども発達・在宅支援クリニック 病児保育かるがも

- ・ 対 象 満 6 か月から小学校 6 年生までのお子さん
- ・ 利 用 料 1,000 円/日（少子化対策・子育て支援事業）
- ・ 保 育 時 間 月～金曜日／8:30～17:30
- ・ 住所・連絡先 米子市両三柳 1880 電話 0859-29-1115

※利用状況については、米子市内病児保育施設利用状況ホームページで確認できます。

※前年度の町民税非課税世帯等の方は、病児・病後児保育料が減免されます。

（毎年度申請する必要があります。）

子育てひろば

小学校就学前のお子さんと保護者が利用できます。子育てについて情報交換や交流できる場で、おもちゃや遊具、絵本などを親子で楽しんでいただけます。

○ 子育て交流室 あいあい（すみれこども園併設）

子育て中の方やこれから子育てをする方が気軽に集える場所です。授乳室など、過ごしやすい環境を準備し、仲間づくりや子育てに関する相談などを行います。

開 所 時 間 月～金曜日／9:00～11:30、13:00～15:30

休 所 日 土曜日、日曜日、祝祭日、盆・年末年始

【住所・連絡先】南部町法勝寺 1008 番地 すみれこども園併設 電話 66-3208

子育てサロン

子育て中の方が自由に集まれる場所です。お友達づくりやおしゃべりの場、親子での遊びの場、こども同士のふれあいの場です。

子育てでちょっとモヤモヤ…、家の中だけでは子どもと向き合うのにももの足りないと思ったらお出かけください。

☆開催場所☆

総合福祉センターいこい荘（南部町浅井 938）

☆開催時間☆

月2回／（午前の日）10：00～11：00 （午後の日）1：30～2：30

※開催日は毎月異なりますので、南部町子育て支援サイト ほっぷすてっぷなんぶ「子育て予定表」でご確認のうえ、お越しください。

【問い合わせ先】南部町役場子育て支援課（健康管理センター内）電話 66-5525

子育てに関する情報

「南部町子育て支援サイト ほっぷすてっぷなんぶ」

子育てに関する情報を目的別にわかりやすくまとめています。毎月、子育て予定表も掲載していますのでぜひご利用ください。



「はぐなび N@NBU」

南部町が提供する、安心してお使い頂ける子育てアプリです。お子さんの成長を記録できたり、南部町が行う事業などを配信しています。

母子モ 検索

⇒住所地登録⇒はぐなび N@NBU



5. 保育料徴収基準額表（令和6年度）

令和6年度の保育料は、次の表のとおりですが、国の動向により変更することもあります。なお、国の制度改正により、3歳以上児（年少から年長児）については令和元年10月より保育料無償となっています。

【教育標準時間認定】（保育時間 8：30～12：30）

階層区分	定義		徴収基準額（月額：円）
第1階層	生活保護世帯		0 令和元年10月より 幼児教育・保育の 無償化
第2階層	町民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	
		ひとり親世帯等以外の世帯	
第3階層	町民税所得割課税世帯77,100円以下	ひとり親世帯等	
		ひとり親世帯等以外の世帯	
第4階層	町民税所得割課税世帯211,200円以下		
第5階層	町民税所得割課税世帯211,201円以上		

【保育標準時間認定】（保育時間 7：30～18：30）

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額：円)	
階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法世帯等		0	0 令和元年10月より 幼児教育・保育の 無償化
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	
		ひとり親世帯等以外の世帯	0	
第3階層	市町村民税所得割課税額10,000円未満	ひとり親世帯等	2,800	
		ひとり親世帯等以外の世帯	9,800	
第4階層	10,000円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	4,800	
		ひとり親世帯等以外の世帯	13,800	
第5階層①	48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	4,800	
		ひとり親世帯等以外の世帯	17,800	
第5階層②	57,700円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	4,800	
		ひとり親世帯等以外の世帯	17,800	
第5階層③	77,101円以上97,000円未満		17,800	
第6階層	97,000円以上105,000円未満		27,800	
第7階層	105,000円以上169,000円未満		34,800	
第8階層	169,000円以上200,000円未満		40,800	
第9階層	200,000円以上301,000円未満		46,800	
第10階層	301,000円以上397,000円未満		52,800	
第11階層	397,000円以上		54,800	

※一定所得以下の世帯について、多子世帯・ひとり親世帯への保育料軽減制度が拡充されたことに伴い、第5階層を3つの区分に分類して表記しています。

【保育短時間認定】（保育時間 8：30～16：30）

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額：円)	
階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法世帯等		0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	
		ひとり親世帯等以外の世帯	0	
第3階層	市町村民税所得割課税額10,000円未満	ひとり親世帯等	2,650	
		ひとり親世帯等以外の世帯	9,500	
第4階層	10,000円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	4,600	
		ひとり親世帯等以外の世帯	13,400	
第5階層①	48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	4,600	
		ひとり親世帯等以外の世帯	17,400	
第5階層②	57,700円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	4,600	
		ひとり親世帯等以外の世帯	17,400	
第5階層③	77,101円以上97,000円未満		17,400	
第6階層	97,000円以上105,000円未満		27,200	
第7階層	105,000円以上169,000円未満		34,100	
第8階層	169,000円以上200,000円未満		40,000	
第9階層	200,000円以上301,000円未満		45,900	
10階層	301,000円以上397,000円未満		51,800	
第11階層	397,000円以上		53,700	

令和元年 10 月より
幼児教育・保育の
無償化

※一定所得以下の世帯について、多子世帯・ひとり親世帯への保育料軽減制度が拡充されたことに
伴い、第5階層を3つの区分に分類して表記しています。

【延長保育料（保育標準時間及び保育短時間認定の方）】

利用時間	徴収額
7：00～ 7：30	100円
18：30～19：00	100円

利用時間	徴収額
7：30～ 8：30	100円
16：30～18：30	100円

【預かり保育料（※教育標準時間認定の方）】

利用時間	教育標準時間階層区分	徴収額
12：30～16：30	第1階層	0円
	第2階層	100円
	第3～5階層	300円

6. 南部町保育所入所選考基準（令和6年度）

1. 基準指数

保護者の就労等の形態			指数	採点		
				父	母	
被雇用者	週 5 日以上就労 ※ 不規則の場合は月 20 日以上	1 日 7 時間以上就労	10			
		1 日 6 時間以上就労	9			
		1 日 5 時間以上就労	8			
		1 日 4 時間以上就労	7			
	週 4 日以上就労 ※ 不規則の場合は月 16 日以上	1 日 7 時間以上就労	9			
		1 日 6 時間以上就労	8			
		1 日 5 時間以上就労	7			
		1 日 4 時間以上就労	6			
	週 3 日以上就労 ※ 不規則の場合は月 12 日以上	1 日 7 時間以上就労	7			
		1 日 6 時間以上就労	6			
		1 日 5 時間以上就労	5			
		1 日 4 時間以上就労	4			
自営業	事業主	週 5 日以上就労 ※ 不規則の場合は月 20 日以上	1 日 7 時間以上就労	10		
		1 日 6 時間以上就労	9			
		1 日 5 時間以上就労	8			
		1 日 4 時間以上就労	7			
		週 4 日以上就労 ※ 不規則の場合は月 16 日以上	1 日 7 時間以上就労	9		
		1 日 6 時間以上就労	8			
		1 日 5 時間以上就労	7			
		1 日 4 時間以上就労	6			
		週 3 日以上就労 ※ 不規則の場合は月 12 日以上	1 日 7 時間以上就労	7		
		1 日 6 時間以上就労	6			
		1 日 5 時間以上就労	5			
		1 日 4 時間以上就労	4			
	専従者	週 5 日以上就労 ※ 不規則の場合は月 20 日以上	1 日 7 時間以上就労	9		
		1 日 6 時間以上就労	8			
		1 日 5 時間以上就労	7			
		1 日 4 時間以上就労	6			
		週 4 日以上就労 ※ 不規則の場合は月 16 日以上	1 日 7 時間以上就労	8		
		1 日 6 時間以上就労	7			
		1 日 5 時間以上就労	6			
		1 日 4 時間以上就労	5			
		週 3 日以上就労 ※ 不規則の場合は月 12 日以上	1 日 7 時間以上就労	6		
		1 日 6 時間以上就労	5			
		1 日 5 時間以上就労	4			
		1 日 4 時間以上就労	3			
内 職	週 3 日以上就労 ※ 不規則の場合は月 12 日以上	1 日 6 時間以上就労	4			
	1 日 4 時間以上就労	3				
農 業	本人名で農業収入の確定申告のあるもの		9			
	本人名で農業収入の確定申告のないもの		3			
出 産	出産前：出産予定月の前 2 か月、出産後：出産月の後 2 か月		10			
疾病・負傷	入院	1 か月以上	10			
		2 週間を超え、1 か月未満	9			
	通院	週 4 日以上	7			
	自宅療養	常時寝たきり	10			
		医師から長期安静の診断	8			
		日常生活に他者の介助が必要	7			
		一般療養	4			

保護者の就労等の形態			指数	採点	
				父	母
障 が い	介護を要する（概ね１・２級またはＡ判定程度）		10		
	保育に支障がある（概ね３級またはＢ判定程度）		7		
	上記以外で保育が必要と思われるもの（４級以下）		4		
介護・看護	病院	入院中の親族の付き添いが必要な場合	7		
	在宅	週３日以上日中の所要時間が７時間以上	7		
		週３日以上日中の所要時間が４時間以上	4		
		重度の介護を要する（要介護４以上）	10		
		中程度の介護を要する（要介護３以上）	7		
		軽度の介護を要する（要介護２以上）	5		
災害等	災害復旧のため保育ができない場合		10		
就学（学校・職業訓練校等）	週４日以上	１日７時間以上就学	8		
		１日６時間以上就学	7		
		１日５時間以上就学	6		
		１日４時間以上就学	5		
求 職 中	ひとり親世帯		6		
	ひとり親世帯以外		3		
そ の 他	児童を養育する能力が欠如している		10		
	その他児童福祉の観点から保育が必要と認められるもの		3～10		
	その他、上記以外で明らかに保育に当たれない場合		1～10		

2. 調整指数

条件		指数	採点
世 帯	父母共に不在の世帯（死亡・離婚・拘禁等）	20	
	ひとり親世帯で同一世帯・近隣に満65歳未満の祖父母がいない世帯	15	
	ひとり親世帯で同一世帯・近隣に満65歳未満の祖父母がいる世帯	10	
	父母の一方が長期不在（単身赴任、海外勤務等）の世帯	3	
	生活保護世帯	5	
	父母ともに入所希望前年度の住民税が非課税の世帯	1	
	入所希望年度内に入所内定・決定を辞退した世帯	△ 3	
	同一世帯・近隣に満65歳未満の保育が可能な祖父母がいる世帯	△ 8	
	保育料を理由なく滞納している世帯	△10	
児 童	障がい児保育を要する場合	4	
	育児休業取得のため退所した児童の再申込みをする場合	3	
	小学校就学前までに卒園する認可保育所を退所して申し込む場合	3	
	待機児童となっている場合	3	
きょうだい	きょうだいが既に通所する園に入所を希望する場合	4	
	きょうだいで同じ園の入所を希望する場合	2	
保 護 者	就労内定者・開業予定者	△ 1	
	配偶者や祖父母が営む自営業に従事している	△ 3	
	農林漁業に従事する場合で、主体者ではない	△ 3	

※ 父母それぞれの基準指数を合算し、それに調整指数を足したもので指数を決定します

※ 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中の指数とします

※ 就労時間に通勤時間は含みませんが、2時間以内の休憩時間は含みます

④ 世帯の状況

表面の「申請児童」に記入した児童以外の世帯員全員を記入。
同地番の場合は世帯分離をしている家族も記入

「令和6年4月1日時点」の満年齢を記入

区分	フリガナ 氏名	との続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先・学校名等
児童の世帯員	1 ナンブ タロウ 南部 太郎	父	昭・平・令 62. 4. 2	35	男・女	(有) △△△
	2 ナンブ ハナコ 南部 花子	母	昭・平・令 62. 4. 3	35	男・女	(株) □□□
	3 ナンブ イチタ 南部 一太	兄	昭・平・令 25. 4. 4	9	男・女	◇◇◇小学校
	4 ナンブ イチロウ 南部 一郎	祖父	昭・平・令 30. 4. 5	67	男・女	農業
	5 ナンブ ヨネコ 南部 米子	祖母	昭・平・令 31. 4. 6	66	男・女	〇〇〇商店
	6		昭・平・令 .		男・女	
	7		昭・平・令 .		男	勤務先・学校名を具体的に記入
	8		昭・平・令 .		男・女	
	9		昭・平・令 .		男・女	
	10		昭・平・令 .		男・女	
世帯の区分		☒ 一般世帯 ・ ☐ ひとり親世帯 ・ ☐ 在宅障がい児（者）のいる世帯				

該当する世帯に○

☒ 一般世帯 ・ ☐ ひとり親世帯 ・ ☐ 在宅障がい児（者）のいる世帯

-----ここから下は記入しないでください-----

この部分は記入しない

家庭状況書(世帯の状況)

入所児童	氏名		入所	第何子	健康保険の扶養状況
	南部 桜		新規 継続	2子	父・母・祖父母・その他 ()
			新規 継続	子	父・母・祖父母・その他 ()
	令和6年度(2024年度)に保育所に 通所を希望する児童全員の氏名を記入		入所児童から見て、誰の健康保 険に加入しているかを記入		
父母の 状況	該当する 項目に○印	母親の状況 1 常勤 2 パート 3 自営(中心・協力) 4 内職 5 求職中 6 学生 7 農業 8 その他 ()		父親の状況 1 常勤 2 パート 3 自営(中心・協力) 4 内職 5 求職中 6 学生 7 農業 8 その他 ()	
	加入する 健康保険	社会保険(本人・配偶者・その他 ()) 共済組合(本人・配偶者・その他 ()) 国民健康保険(本人・配偶者・その他 ())		社会保険(本人・配偶者・その他 ()) 共済組合(本人・配偶者・その他 ()) 国民健康保険(本人・配偶者・その他 ())	
就学・ 就労	通勤・通学 所要時間	時間 10分 自動車・自転車・バス・徒歩 その他 ()		時間 30分 自動車・自転車・バス・徒歩 その他 ()	
	通勤・通学 所要時間				
その他 の場合	病気・障害	病名 入院・通院(月 回)している		病名 入院・通院	
	看(介)護	看(介)護を必要とする方の氏名 () 内容(具体的に)		看(介)護を必要とする方の氏名 () 内容(具体的に)	
	出産予定	なし・あり 予定日(年 月 日) 産休・育休 なし・あり(父・母)		なし・あり 予定日(年 月 日) 産休・育休 なし・あり(父・母)	
令和5年1月1日の住所		南部町内・その他()			
入所児童の健康や世帯の 状況等、入所にあたって心 配な点があればご記入く ださい		令和5年1月1日時点の 住所を記入			
		入所児童の健康状態等で、保育所に知らせ ておきたいこと、気になる事等があれば記 入してください。 転入予定で申し込みをする場合は、転入の 予定日、転入後の住所を記入してください			

7. 南部町の保育施設

保育理念

子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めています。その子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力を育めるように、南部町の保育施設は次のような理念をかかげ保育を行っています。

保育理念 「一人一人が認められ、大切にされ、安心して育つ環境をつくりだし、生きる力の基礎を培う」

※ 保育目標は、保育理念に基づいて保育施設ごとに定めています。くわしくは、各園へお問い合わせください。

南部町の保育施設

【保育所】

	保育所名	所在地 電話番号	定員	開所時間	月額保育料での利用可能時間			開所曜日 (祝日閉所)	受入年齢
					教育標準時間	保育標準時間	保育短時間		
①	さくら保育園 (公設民営)	天萬 1444-1 TEL 64-2065	90 人	7:30～19:00	—	7:30～18:30	8:30～16:30	月曜～土曜	生後 6 か月～ 就学前
②	つくし保育園 (公設民営)	阿賀 869-3 TEL 66-2143	120 人	7:00～19:00	—	7:30～18:30	8:30～16:30	月曜～土曜	生後 6 か月～ 就学前
③	ひまわり保育園 (公設公営)	市山 746-1 TEL 64-2824	60 人	7:30～18:30	—	7:30～18:30	8:30～16:30	月曜～土曜	生後 6 か月～ 就学前

【認定こども園】※ 認定こども園の定員には教育標準時間認定（1号認定）の人数を含んでいます

	保育所名	所在地	定員	開所時間	月額保育料での利用可能時間			開所曜日 (祝日閉所)	受入年齢
					教育標準時間	保育標準時間	保育短時間		
④	すみれこども園 (公設公営)	法勝寺 1008 TEL 66-2040	120 人	7:30～18:30	8:30～12:30	7:30～18:30	8:30～16:30	月曜～土曜	生後 6 か月～ 就学前

【小規模保育園】

	保育所名	所在地	定員	開所時間	月額保育料での利用可能時間			開所曜日 (祝日閉所)	受入年齢
					教育標準時間	保育標準時間	保育短時間		
⑤	南部町ベアーズ (公設民営)	東町 4-19 TEL 36-8220	19 人	7:00～19:00	—	7:30～18:30	8:30～16:30	月曜～土曜	生後 6 か月～ 3 歳未満児

【事業所内保育園】※ 西伯病院の事業所内保育園です。従業員枠での入所を希望される方は、西伯病院（TEL66-2211）にお問い合わせください。

	保育所名	所在地	定員	開所時間	月額保育料での利用可能時間			開所曜日 (祝日閉所)	受入年齢
					教育標準時間	保育標準時間	保育短時間		
⑥	さくらキッズ (公設民営)	倭 397 TEL 66-4770	地域枠 5 人 従業員枠 7 人	7:30～19:00	—	7:30～18:30	8:30～16:30	月曜～土曜	生後 6 か月～ 3 歳未満児

※ 月額保育料での利用可能時間を超えた保育は、別に延長保育料の費用負担が必要です。

※ 受入人数については、児童の入退所や保育施設の事情等により、定員人数と異なる場合があります。

※ ①～④の施設の 0 歳児クラスは土曜日午後（注 1）、延長保育を行っておりません。（注 1）①～④の施設の 0 歳児クラスの土曜日の保育時間は 12:30 までです